

おおさき健康レベルアップ宣言 めざせ！受動喫煙ゼロ



既に原則敷地内禁煙のルールがスタートしている病院や学校、行政機関に加え
2020年4月1日より、飲食店やオフィス・事業所などでも原則屋内禁煙となるほか、
20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されました。



多くの施設において
原則屋内禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ
立入禁止に



喫煙室には標識掲示が義務付けられます。

設置区分によって標識が異なるので、お店に入るときチェックしましょう。



喫煙専用室

- 喫煙が可能
- ×飲食など不可
- 施設の一部に設置可



加熱式たばこ専用喫煙室

- △加熱式たばこに限定
- 飲食など可能
- 施設の一部に設置可



喫煙可能室

- 喫煙が可能
- 飲食など可能
- 小規模飲食店に設置可

喫煙可能室を設置する場合は、保健所への届出が必要です。

※標識のマークは厚生労働省
が示す例になります。施設にあ
わせたレイアウトや配色で掲示
することができます。



おおさき健康レベルアップ宣言



めざせ！受動喫煙ゼロ

受動喫煙とは

本人がたばこを吸っていないくても他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙（副流煙）や、その人が吐き出す煙（呼出煙）を吸い込んでしまうことを受動喫煙といいます。いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれています。詳しくは、厚生労働省ホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」をご覧ください。

大崎地域で働く皆様の健康づくりを応援する情報満載のサイト「おおさき健康ナビ」に『おおさき健康レベルアップ宣言』のロゴマークがあります！ぜひダウンロードして御活用ください★

【お知らせ】「健康かわら版」をご購読いただき、ありがとうございます。隔月で発行して参りましたが、新型コロナウイルス感染症への対応が落ち着くまでの間、当面休止させていただきます。

〈発行〉宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所）健康づくり支援班 TEL:0229-87-8010